

5 第9号議案

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について

このことについて、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則を一部改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和5年3月23日提出

教育長 飯田 靖

説明

この案を提出するのは、職員の定年等に関する条例等の一部改正に伴い、退職手当の算定方法を整備する必要があるからである。

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について

1 改正の概要

職員の定年等に関する条例等の一部改正（令和4年10月18日公布、令和5年4月1日施行）に伴い、退職手当の算定方法（※1）を整備する。

併せて、関連する規則のうち、不要となった規則を廃止する。

（※1） 基本額（退職日の給料月額×退職理由別・勤続期間別支給率）+調整額（退職前の職責に応じて定められる額）

2 改正の内容

(1) 定年前早期退職者に対して支給する退職手当の特例措置

- ① 勤奨退職により定年前に退職する者に対する退職手当の割増しの措置の対象を59歳までの退職者とする。
- ② 公務上の傷病若しくは死亡等により定年前に退職した場合の、退職手当の割増率を以下のとおりとする。

- ア 退職時の年齢が59歳以下の者 定年年齢と退職時の年齢の差に相当する年数1年につき2%
- イ 退職時の年齢が60歳以上の者 一律2%

勤奨退職

退職時年齢	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳～64歳
割増率	20%	18%	16%	14%	12%	10%	8%	6%	4%	2%	-

公務上傷病・死亡等

退職時年齢	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳～64歳
割増率	20%	18%	16%	14%	12%	10%	8%	6%	4%	2%	一律2%

(2) 管理職手当を支給されている職員の退職手当の計算に係る特例措置

退職日の給料月額に管理監督職勤務上限年齢調整額（※2）を含むものとする。

<退職日の給料月額のイメージ>



<退職手当の算定（概要）>

- ・退職手当は在職期間35年で頭打ち
- ・60歳年度末に在職期間35年以上の場合、現行の60歳定年と同額の手当を支給
- ・35年に満たない場合は、役職定年後の給料月額も退職手当の算定に反映

※管理監督職勤務上限年齢調整額

「降任前（4級）の給料月額の7割」と「降任後（2級）の給料月額の7割」との差額を給料として支給するもの

(3) 関連規則の廃止

「公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規定により退職手当の支給を受ける職員の範囲を定める規則」を廃止する。

3 施行日

令和5年4月1日

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和五年 月 日

愛知県教育委員会教育長 飯 田 靖

愛知県教育委員会規則第 号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則

(公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和二十年愛知県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の三第一項中「若しくは」を「及び」に改め、「又は公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第一項の規定により退職手当の支給を受ける職員の範囲を定める規則(昭和三十二年愛知県教育委員会規則第二号)」を削る。

第二条の四第二項第二号中「附則第十八項」を「附則第三項」に改め、同項第三号中「附則第十九項」を「附則第四項」に改め、同項第四号中「附則第二十項」を「附則第五項」に改め、同項第五号中「附則第二十四項」を「附則第九項」に改め、同項第六号中「附則第二十九項」を「附則第十項」に改める。

第二条の五第二項中「十年」を「十五年」に改める。

第三条第一号中「附則第七項」を「附則第十八項」に改める。

附則第一項ただし書きを削る。

附則中第二項から第十七項までを削り、第十八項を第一項とし、附則に次の六項を加える。

3 当分の間、条例第五条第一項に規定する二十五年以上勤続し、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者で愛知県教育委員会が認めたもの及び同項に規定する二十五年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者に対する第二条の五の規定の適用については、同条第一項中「定年」とあるのは、「六十歳」とする。

4 当分の間、条例第五条第一項に規定する者に対する第二条の五の規定の適用については、同条第一項中「退職の日において定められているその者に係る定年から十五年」とあるのは、「五十歳」とする。

5 当分の間、条例第五条第一項に規定する公務上の傷病又は死亡により退職した者及び第二条の二第一項に規定する者が六十歳に達する日前に退職したときにおける第二条の五及び第二条の七の規定の適用については、第二条の五第三項中「百分の一」とあるのは、「六十歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に百分の一を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

6 当分の間、条例第五条第一項に規定する公務上の傷病又は死亡により退職した者及び第二

条の二第一項に規定する者が六十歳に達した日以後に退職したときにおける第二条の五及び第二条の七の規定の適用については、第二条の五第三項中「百分の一」とあるのは、「百分の一を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

7 当分の間、条例附則第二十項の規定により読み替えて適用する条例附則第十九項各号に規定する愛知県教育委員会規則で定める割合は、百分の一を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合とする。

8 条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額には、職員の給与に関する条例附則第九項、第十一项、第十二項又は第十四項の規定による給料の額を含むものとする。
(公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第二項の規定により退職手当の支給を受ける職員の範囲を定める規則の廃止)

第一条 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第二項の規定により退職手当の支給を受ける職員の範囲を定める規則(昭和三十三年愛知県教育委員会規則第三号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

新

旧

(退職の勧奨)

第二条の三 任命権者は、条例第四条第一項及び第五条第一項に規定する退職の勧奨を行う場合には、予算の範囲内において行うものとし、その退職の承認をするときは、あらかじめ県教育委員会に対し書面により協議しなければならない。

2 略

(基礎在職期間)

第二条の四 略

2 条例第五条の二第二項第五号に規定する教育委員会規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。

一 略

二 条例附則第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の職員としての在職期間

一 略

二 条例附則第十八項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の職員としての在職期間

間

三 条例附則第四項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）附則第二項の規定による

(退職の勧奨)

第二条の三 任命権者は、条例第四条第一項若しくは第五条第一項又は公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第二項の規定により退職手当の支給を受ける職員の範囲を定める規則（昭和三十三年愛知県教育委員会規則第三号）に規定する退職の勧奨を行う場合には、予算の範囲内において行うものとし、その退職の承認をするときは、あらかじめ県教育委員会に対し書面により協議しなければならない。

2 略

(基礎在職期間)

第二条の四 略
2 同上

一 略

二 条例附則第十九項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の職員としての在職期間

三 条例附則第十九項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）附則第二項の規定による

廃止前の日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第一条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）の職員としての在職期間

四 条例附則第五項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和六十二年三月三十一日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和六十二年四月一日以降の日本国有鉄道改革法第十二条第二項に規定する承継法人であつて同条第一項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第十五条に規定する日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第二百三十六号）附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧日本国有鉄道清算事業団」という。）の職員としての在職期間

五 条例附則第九項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧日本国有鉄道清算事業団の職員としての在職期間及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第二百八十号）附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団の職員としての在職期間

六 条例附則第十項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる国立大学法人法（平成十五年法律第二百十一号）第一条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人の職員として

よる廃止前の日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第一条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）の職員としての在職期間

四 条例附則第二十項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和六十二年三月三十一日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和六十二年四月一日以降の日本国有鉄道改革法第十二条第二項に規定する承継法人であつて同条第一項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第十五条に規定する日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第二百三十六号）附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧日本国有鉄道清算事業団」という。）の職員としての在職期間

五 条例附則第二十四項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧日本国有鉄道清算事業団の職員としての在職期間及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第二百八十号）附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団の職員としての在職期間

六 条例附則第二十九項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人の職員として

の引き続いた在職期間

七以下 略

(定年前早期退職者の範囲等)

第二条の五 略

2 条例第五条の三に規定する教育委員会規則で定める年齢は、退職の日ににおいて定められているその者に係る定年から十五年を減じた年齢とする。

3 略

(職員以外の公務員)

第三条 条例第七条第五項の規定により教育委員会規則で定める職員以外

の公務員は、次に掲げる者（第六号から第九号までに掲げる者については、任命権者が定める者を除く。）とする。

一 略

二 職員の給与に関する条例附則第十八項に規定する単純な労務に雇用さ

れる職員（常時勤務に服することを要しない者及び前号ハに規定する者を除く。）

三以下 略

附 則

1 この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

1 この教育委員会規則は、公布の日から施行する。ただし、第一章の規定並びに附則第一項及び第三項の規定は、昭和二十八年八月一日から適用する。

2 昭和二十八年八月一日（以下「条例適用日」という。）の前日に現在

としての引き続いた在職期間

七以下 略

(定年前早期退職者の範囲等)

第二条の五 略

2 条例第五条の三に規定する教育委員会規則で定める年齢は、退職の日ににおいて定められているその者に係る定年から十年を減じた年齢とする。

3 略

(職員以外の公務員)

第三条 同上

一 略

二 職員の給与に関する条例附則第七項に規定する単純な労務に雇用さ

れる職員（常時勤務に服することを要しない者及び前号ハに規定する者を除く。）

三以下 略

附 則

1 この教育委員会規則は、公布の日から施行する。ただし、第一章の規

職する職員（条例附則第十四項に規定する者に該当する者を除く。）の条例適用日の前日以前における勤続期間の計算については、附則第三項から第七項までの規定によるほか、条例第七条（第五項中段及び後段を除ぐ。）並びに公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年愛知県条例第三十四号。以下「条例第三十四号」という。）附則第九項及び附則第十三項の規定の例による。

3 条例適用日の前日以前における次の各号に掲げる期間は、当該各号に規定する者の職員としての在職期間とみなす。この場合において、当該各号に規定する者が、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失つた際に、条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けていふときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間の三分の一の期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には、含まないものとする。

一 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勧奨を受け、引き続いて外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があつた法人で外国において日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社（旧日本国有鉄道若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社の事業と同種の事業を行つていたもので、施行令附則第三項第三号の規定により総務大臣が指定するものの職員（以下「外国政府職員等」という。）となるため退職し、かつ、外国政府職員等としての身分を失つた後に引き続いて再び職員となつたもの

の当該外国政府職員等としての引き続いた在職期間の三分の二の期間

二 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勧奨を受け、引き続いて旧国民医療法（昭和十七年法律第七十号）に規定する日本医療団（以下「医療団」という。）の職員（以下「医療団職員」という。）となるため退職し、かつ、医療団の業務の地方公共団体への引継ぎとともに引き続いて再び職員となつたものの当該医療団職員としての引き続いた在職期間の三分の二の期間

三 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勧奨を受け、引き続いて日本赤十字社の救護員（以下「救護員」という。）となるため退職し、救護員として旧日本赤十字社令（明治四十三年勅令第二百二十八号）の規定に基づき戦地勤務（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第四十一条の二第一項に規定する戦地勤務をいう。以下同じ。）に服し、かつ、救護員としての身分を失つた後に引き続いて再び職員となつたものの当該救護員として戦地勤務に服した期間の三分の二の期間

四 先に職員として在職した者であつてイ又はロに該当するもののイ又はロに掲げる期間

イ 任命権者の承認又は勧奨を受け、引き続いて外国にあつた特殊機関の職員で施行令附則第三項第六号イの規定により総務大臣が指定するもの（以下「外国特殊機関職員」という。）となるため退職し、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失つた後に引き続いて再び職員となつた者の当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期

間の三分の二の期間

口 任命権者の承認又は勧奨を受け、引き続いて外国政府の職員となるため退職し、当該外国政府の当該業務の外国にあつた特殊機関への引継ぎとともに引き続いて外国特殊機関職員となり、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失つた後に引き続いて再び職員となつた者の当該外国政府の職員及び当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の三分の二の期間

4 | 条例適用日の前日以前における次の各号のいずれかに掲げるものの先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

一 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勧しようを受けて他の任命権者に属する職員となるため退職し、かつ、任命権者の手続の遅延のため退職の日の翌々日以後において他に就職するなどなくその承認又は勧しようを受けた他の任命権者に属する職員となつたもの

二 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勧しようを受け、引き続いて在外研究員又は外国留学生（以下「在外研究員等」という。）となるため退職し、かつ、その研究又は留学を終えた後に引き続いて再び職員となつたもの

5 | 昭和二十年八月十五日に現に次の各号の一に掲げる者であつた者が、当該各号に掲げる日から条例適用日の前日までの間に他に就職することなく職員となつた場合においては、当該各号に掲げる者であつた期間は、

その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

一 外地官署所屬職員 外地官署所屬職員の身分に関する件（昭和二十一年勅令第二百八十七号）の規定によりその身分を保留する期間が満了する日の翌日

二 外国政府職員等、外国特殊機関職員又は在外研究員等 昭和二十年八月十六日

三 救護員で戦地勤務に服したことのある者又は軍人軍属 その身分を失つた日

6 先に職員として在職した者であつて、旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令（昭和二十一年勅令第百九号）第一条若しくは旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和二十二年勅令第一号）第三条の規定により退職させられたもの又はこれらに準ずる措置で施行令附則第六項の規定に基づく総務省令で定めるものによりその者の意思によらないで退職させられたもの（先に職員として在職し、終戦に伴い昭和二十年八月十五日以後これらの措置により公職につくことを禁ぜられた日前においてその者の意思によらないで退職した者のうちこれらの措置の適用を受けたもので、その禁せられた日（その禁せられた日前に再び職員となつた者については、その再び職員となつた日）の前日までの間に他に就職しなかつたものを含む。）が、その退職の後、法令の規定又は特別の手続によりこれらの措置が解除せられた日（これらの措置により就職が制限されなかつた職員となつた場合にあつては、当該退職の日）から条例適用日の前日までの間に再び職員となつた場合においては、

先に職員として在職した期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。ただし、これらの措置が解除された日から百二十日を経過した日以後に再び職員となつた場合において、当該経過した日から再び職員となつた日の前日までの間に他に就職していたことがあるときは、この限りでない。

7 職員が退職（条例第三十四号による改正前の条例第七条の二第一項の退職及び附則第十六項第二号の特殊退職を除く。）により条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（昭和二十一年六月三十日以前に当該給与の支給を受けている場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に十二を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には、含まないものとする。

8 条例適用日の前日に現に在職する職員であつて、職員以外の公務員（もとの外地の地方公共団体又はこれに準ずるものに勤務していた公務員を含む。以下本項及び次項において同じ。）から引き続いて職員となつたものの及び条例適用日の前日に現に在職する職員以外の公務員であつて、条例適用日以後に引き続いて職員となつたものの条例適用日の前日以前における職員以外の公務員としての勤続期間の計算については、附則第三項から第六項までの規定を準用するほか、条例第七条第五項及び第六項並びに条例第三十四号附則第九項及び附則第十三項の規定の例による。

9 前項の場合において、先に職員として在職した者であつて条例適用日

の前日以前において条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続いて職員以外の公務員となつたものについては、条例第十三条の規定により退職手当を支給されないで職員以外の公務員となつたものとみなして同項の規定を準用する。

10 条例附則第十四項に規定する教育委員会規則で定める者は、昭和二十九年八月十五日に現に附則第五項各号に掲げる者（救護員で戦地勤務に服したことのある者、外国特殊機関職員及び在外研究員等を除く。以下附則第十三項において「外地官署所属職員等」という。）であつた者とする。
11 条例附則第十四項に規定する教育委員会規則で定める期間は、三年（特殊の事情があると認められる場合には、県教育委員会の承認する期間を加算した期間）とする。

12 条例附則第十四項に規定する者（条例附則第九項に規定する職員のうち、もとの陸海軍に属し、かつ、もとの陸海軍から俸給を受けていた者に該当する者を除く。）の条例適用日の前日（条例適用日以後に附則第五項第一号に規定する期間が満了する外地官署所属職員については、当該期間が満了する日）以前における勤続期間の計算については、次項の規定に該当するものを除き、附則第三項及び附則第四項（これらの規定を附則第八項において準用する場合を含む。）並びに附則第七項及び附則第九項の規定を準用するほか、条例第七条の規定の例による。

13 条例附則第十四項に規定する者については、外地官署所属職員等であった期間は、その者の昭和二十八年八月一日以後において最初に開始する職員又は職員以外の公務員としての在職期間に引き続いたものとみな

し、かつ、当該職員以外の公務員としての在職期間に引き続いたものとみなす場合にあつては当該職員以外の公務員としての在職期間に含まれるものとして、その勤続期間を計算するものとする。ただし、本邦に帰還した日から当該職員又は職員以外の公務員としての在職期間の開始の日の前日までの間に他に就職したことがある者については、この限りでない。

14 条例附則第十五項に規定する教育委員会規則で定める退職（以下「特殊退職」という。）は、次に掲げる退職、又は身分の喪失とする。ただし、第一号から第三号までの退職にあつては、条例第四条（二十五年以上勤続して退職した者のうちその者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）若しくは条例第五条の規定による退職手当又はこれに準ずる退職手当に係る退職（以下「整理退職」という。）に該当する退職を除く。

一 職員が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び職員となる場合（職員以外の公務員が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び当該退職の日までその者が属していた地方公共団体等の職員以外の公務員となる場合を含む。）の退職

二 職員又は職員以外の公務員が任命権者の要請を受けて職員又は職員以外の公務員となるため退職し、かつ、退職の日又はその翌日に職員又は当該職員以外の公務員となる場合（前号に該当する場合を除く。）の退職

三 附則第三項各号又は附則第四項各号（これらに規定を附則第八項に

において準用する場合を含む。) の退職

四 附則第六項(附則第八項において準用する場合を含む。)の退職

五 外地官署所属職員又は軍人軍属の身分の喪失

15 条例附則第十五項の規定の適用を受けることができる者は、同項の規定による退職手当に係る退職をした日までの職員又は職員以外の公務員としての引き続いた在職期間(以下「特定在職期間」という。)中において職員又は職員以外の公務員として在職した後法令又は条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて特殊退職をしたことのある者に限るものとする。

16 条例附則第十五項に規定する教育委員会規則で定めるところにより計算した額は、同項に規定する者の同項の規定による退職手当に係る退職の日における給料月額に、第一号に掲げる割合から第二号に掲げる場合(条例附則第十六項に規定する職員又は職員以外の公務員として在職した後条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けた退職をした者については、当該割合とその者に係る条例附則第六項において例による附則第十六項第二号に掲げる割合とを合計した割合)を控除した割合を乗じて得た額とする。

一 その者が条例第三条から第六条まで、公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十七年愛知県条例第二十四号)附則第三項及び条例第三十四号附則第五項から附則第八項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

二 その者が特殊退職（職員又は職員以外の公務員として在職した後法令又は条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて特定在職期間中においてした特殊退職に限る。以下同じ。）をした際に、その際支給を受けた法令又は条例の規定による退職手当に相当する給与の額の計算の基礎となつた勤続期間（当該給与の額の計算の基礎となるべき勤続期間が明確に定められていない場合には、当該給与の額を当該特殊退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に十二）を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）を条例の規定により計算した勤続期間とみなした場合の条例の規定による退職手当（附則第六項の規定の適用を受ける職員及び外地官署所属職員のうち、整理退職に該当する特殊退職をした者については、条例第四条第一項の規定による退職手当）の支給を受けたものとした場合における当該退職手当の額の当該特殊退職の日におけるその者の給料月額に対する割合（特定在職期間中に特殊退職を二回以上した者については、それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計した割合）

17 条例附則第二十五項の規定に該当する者に対する第一条の三及び附則第十六項の規定の適用については、同条第一項中「若しくは第五条第一項」とあるのは「、第五条第一項若しくは附則第二十五項」と、附則第十六項第一号中「第六条まで」とあるのは「第六条まで及び附則第二十五項から第二十七項まで」と、「及び」とあるのは「並びに」とする。

- 3| 当分の間、条例第五条第一項に規定する二十五年以上勤続し、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者で愛知県教育委員会が認めたもの及び同項に規定する「十五年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者に対する第二条の五の規定の適用については、同条第一項中「定年」とあるのは、「六十歳」とする。
- 4| 当分の間、条例第五条第一項に規定する者に対する第二条の五の規定の適用については、同条第二項中「退職の日において定められているその者に係る定年から十五年」とあるのは、「五十歳」とする。
- 5| 当分の間、条例第五条第一項に規定する公務上の傷病又は死亡により退職した者及び第二条の二第一項に規定する者が六十歳に達する日前に退職したときにおける第二条の五及び第二条の七の規定の適用については、第二条の五第三項中「百分の二」とあるのは、「六十歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に百分の二を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。
- 6| 当分の間、条例第五条第一項に規定する公務上の傷病又は死亡により退職した者及び第二条の二第一項に規定する者が六十歳に達した日以後に退職したときにおける第二条の五及び第二条の七の規定の適用については、第二条の五第三項中「百分の二」とあるのは、「百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 7 当分の間、条例附則第二十項の規定により読み替えて適用する条例附則第十九項各号に規定する愛知県教育委員会規則で定める割合は、百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合とする。
- 8 条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額には、職員の給与に関する条例附則第九項、第十一項、第十三項又は第十四項の規定による給料の額を含むものとする。